鳥取短期大学 令和5(2023)年度 新入生版

学生課からのご案内

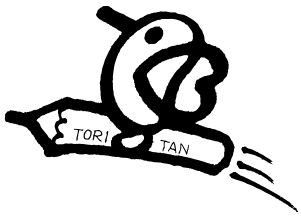

鳥取短期大学への合格、おめでとうございます。
オリエンテーションや提出書類、その他必要な手続き情報をご案内します。ご不明な点がございましたら、随時、お問い合せください。

■ 鳥取短期大学 学生課 TEL 0858-26-1811(代表)

入学式	新入生オリエンテーション	授業開始
4/4(火)	4/5(水)・4/6(木)	4/7(金)

目　　次

1. 学生課関係の提出書類・諸手続き一覧 …… p.1

2. 新入生オリエンテーション …… p.2-3

3. 学生用 無償貸出ノートパソコン …… p.3

4. 日本学生支援機構 奨学金 …… p.4

5. JR 通学定期券の購入・通学証明書の発行 …… p.5

6. 学生駐車場の利用許可申請 （乗用車・オートバイ） …… p.6

7. 無料スクールバス（倉吉駅～大学） …… p.6

8. 学生生活のための災害傷害保険 …… p.7

◇ ToDo List …… p.8

◇ MEMO …… p.9

◇ 構内配置図 …… p.10

新入生向け特設サイト

新入生のみなさんが少しでもスムーズに大学生活を始められるよう、新入生の方向けのお知らせを随時更新します。ぜひ、入学準備にお役立てください。

新入生向け特設サイト
https://www.cygnus.ac.jp/freshman/

1．学生課関係の提出書類・諸手続き一覧

提　出　書　類

1）学籍簿・学生証作成関係

✓	名　称	枚数	対 象	提出日	提出先	詳細
☐	**出身高等学校の卒業証明書**	1 枚	**必須** 高卒認定者、社会人は除く	**4/5(水)**	**学科教員** 新入生オリエンテーション時に回収。	p. 2-3
☐	**住民票【抄本(本人のみ)】【本籍入り】**	1 枚	**全員必須**			
☐	**証明写真（学生証用）**	1 枚				
☐	**学生原票**	1 枚				

2）奨学金関係〔日本学生支援機構〕

✓	名　称	枚数	対 象	準備期限	提出先	詳細
☐	**進学前準備チェックシート** **【令和 5 年度大学等奨学生採用候補者向け】**	1 枚	**対象者は必須** 高等学校等で予約申込みを行い、採用候補者に決定済みの方のみ	**4/5(水)**	**学生課** 4/5(水)に行う**奨学金説明会**時に必要。 説明会には、必ず参加してください。	p. 4
☐	**令和 5 年度 大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】**	1 枚				
☐	**令和 5 年度 大学等奨学生採用候補者決定通知【本人保管用】**	1 枚				
☐	**奨学金振込口座の通帳の写し(学生本人名義)**					
☐	**その他､進学前準備チェックシートに記載された書類**（必要書類は、奨学金の内容によって異なる）					

諸　手　続　き

✓	名　称	対 象	提出期限	提出先	詳細
☐	**「通学証明書」交付申請【4/4(火)受取分】** ※ JR 通学定期券購入者で、入学式会場での受け取りを希望される方のみ。 ※ 4/5(水)以降も、学生課窓口で随時申請を受け付けます（窓口受付の場合、原則、申請の翌日に発行）。	**任意**	**3/24(金)**	WEB 申請	p. 5
☐	**学研災付帯学生生活総合保険 加入申込み** ※ 加入希望者のみ。	**任意**	**3/31(金)**	松栄株式会社 倉吉営業所	p. 7

2．新入生オリエンテーション

本学では、本学の教育目標を理解し、早い機会に学友および教員との交流を図ることを目的として、新入生に対してオリエンテーションを実施します。**これは正規の授業に代わる大切な行事です。必ず出席してください。**

日 に ち ・ 場 所

日にち	令和 5 年 4 月 5 日(水)、4 月 6 日(木)**【2 日間】**
場　所	鳥取短期大学
備　考	● 日程や集合場所等の詳細は、 入学式終了後に行う学科別説明会でご案内します。 ● スクールバスダイヤは、大学ホームページに掲載します。 スクールバス

持 ち 物 ・ 提 出 物

✓	持ち物・提出物		備　　考
□	**筆記用具**		
□	**出身高等学校の 卒業証明書**	1 枚	● 以下①②の方は、提出不要です。 ① 高等学校卒業程度認定試験に合格された方 ② 社会人入学試験で合格された方
□	**住民票（抄本･本人のみ） ※ 本籍入り**	1 枚	● **令和 5 年 2 月 1 日以降**に発行したもの ● **学生本人分のみ**（世帯全員分は不要） ● **「本籍」が記載**されているもの
□	**学生原票**	1 枚	● 用紙・記入例を巻末に同封。記入例を参考に、 **表面・裏面とも漏れなく記入すること**。
□	**証明写真（学生原票用）**	1 枚	● カラー写真 ● タテ 4 ㎝ × ヨコ 3 ㎝ ● 上記「学生原票」に 貼り付けて提出。
□	**証明写真（学生証用）**	1 枚	● カラー写真 ● タテ 3㎝ × ヨコ 2.4㎝ ● 高校卒業後に撮影したもの

以下の写真は不可

× デジタルカメラ等を使って素人が撮影したもの

× 特殊加工･修正したもの

授業開始日・授業時間区分

授業は、令和 5 年 4 月 7 日（金）から始まります。
本学の授業時間区分は、以下のとおりです。

1 時 限	9：00 ～ 10：30
2 時 限	10：45 ～ 12：15
（昼 休 憩）	12：15 ～ 13：00
3 時 限	13：00 ～ 14：30
4 時 限	14：45 ～ 16：15
5 時 限	16：30 ～ 18：00

※ 時間区分は、変更になる場合があります。

3．学生用 無償貸出ノートパソコン

本学では、遠隔授業やレポート作成等で使用できるよう、ノートパソコンを無償で貸し出しています。
利用手続きの詳細は、**入学後に**、構内掲示板を確認してください。

利用手続き	4 月中旬から開始（以降、随時受け付け）
そ の 他	● 貸出期間は、最長 2 年間（予定） ● 台数に限りあり【先着順】

4．日本学生支援機構 奨学金

高等学校等で予約申込を行い、採用候補者に決定済みの方へ

高等学校等で予約申込を行い採用候補者に決定済みの人は、日本学生支援機構に「進学届」を行わなければ**正式な奨学生となりません**。下記日程にて説明会を行いますので、**必ず参加してください**。

日にち	令和 5 年 4 月 5 日(水)　※予定
場　所	鳥取短期大学　※入学式の際にお知らせします

説明会に持参する物

✓	名　称	対 象	備　考
□	**進学前準備チェックシート** 【令和 5 年度大学等奨学生採用候補者向け】	**全員必須**	● **あらかじめ、すべて記入すること**。 ● 様式は、日本学生支援機構から届く「予約採用候補者決定通知」に同封。 様式は、日本学生支援機構ホームページでダウンロードできます。
□	**令和 5 年度 大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】**		● **あらかじめ、裏面を記入すること**。 ● 「学籍番号」は、「仮学生証」(入学式で配布)で要確認。
□	**令和 5 年度 大学等奨学生採用候補者決定通知【本人保管用】**		
□	**入学月において自宅外通学であることの証明書類**	**該当者は必須** 「進学前準備チェックシート」を参照	● シグナス寮、学生シェアハウスの方は不要。
□	**入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書**		● 様式は、日本学生支援機構から届く「予約採用候補者決定通知」に同封。 様式は、日本学生支援機構ホームページでダウンロードできます。
□	**融資できないことが記載された日本政策金融公庫からの通知文のコピー**		

入学後に、日本学生支援機構奨学金の新規申請を考えている方へ

入学後、説明会の開催日時をお知らせします。希望する学生は、必ず説明会に参加してください。

5．JR 通学定期券の購入・通学証明書の発行

JR 通学定期券の購入

■「JR 通学定期券」の購入時は、
大学が発行する「通学証明書」が必要です。

■ 購入方法の詳細は、巻末に同封の「通学定期券をご利用の方へお知らせ」（右図）をご確認ください。

通学証明書の発行申請

1．入学式当日に、式典会場で受け取りたい方

①「**通学証明書発行申請フォーム**」に必要事項を入力し、送信する。

申請期限：令和 5 年 3 月 24 日（金）

② 入学式当日、「**通学証明書**」と「**仮学生証**※」を受け取る。
※「仮学生証」は、上記①の申請の有無に関わらず、新入生全員にお渡しします。

③「通学証明書」と「仮学生証」を持参し、倉吉駅または自宅の最寄りの駅で、「JR 通学定期券」を購入する。

通学証明書発行申請フォーム

2．入学式の翌々日以降に、大学で受け取りたい方

① **4 月 5 日(水)以降、学生課窓口で**「通学証明書下附願」を記入し、提出する。

② **提出の翌日以降に**、学生課窓口で「通学証明書」を受け取る。

③「通学証明書」と「仮学生証※」を持参し、倉吉駅または自宅の最寄りの駅で、「JR 通学定期券」を購入する。
※「仮学生証」は、入学式の際に新入生全員にお渡しします。

「JR 通学定期券」を購入したい方は、お忘れなく!!

6．学生駐車場の利用許可申請（乗用車･オートバイ）

大学構内にある学生駐車場は、駐車台数に制限があるため、許可制を導入しています。
詳細は構内掲示板に掲示しますので、**入学後**に確認してください。

主な利用条件	● 原則、運転免許取得後、3 か月以上経過している人 ● 本学より、片道 75㎞ 未満の人　など
利用申請から利用開始までのスケジュール	4 月初め：駐車場利用希望調査（新入生オリエンテーション時） 4 月上旬：利用許可申請の受付 4 月中旬：利用許可予定者の決定 4 月下旬：安全運転講習会の受講 ➡ 受講後、「利用許可証」「パスカード」の交付　➡ 利用開始
利用申請時に必要な書類（参考）	★様式は、**入学後**に配布します。 配布日･場所は、構内掲示板に掲示しますので、入学後に確認してください。 (1) 自動車等通学許可願【本学所定用紙・地図も含む】 (2) 保護者の同意書【本学所定用紙】 (3) 運転免許証の写し (4) 自動車検査証の写し (5) 自動車保険(任意保険)加入の写し (6) その他、本学が指定したもの

7．無料スクールバス(倉吉駅～大学)

のりば（倉吉駅南口 5 番バスのりば）	時　刻　表
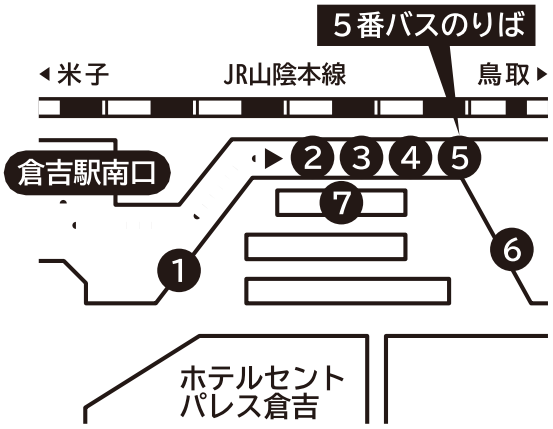	大学ホームページに掲載します。 （トップページ > 交通アクセス > スクールバス）

8．学生生活のための災害傷害保険

学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険（Ａコース）

全員加入・**加入手続き不要**

■ 本学では、安心して学生生活を送っていただくため、「学生教育研究災害傷害保険」と「学研災付帯賠償責任保険（Ａコース）」に**全員加入します。**
※ **加入手続きは、大学が一括して行いますので、各自で手続を行う必要はありません。**

■ 簡易パンフレットを巻末に同封しておりますので、ご参照ください。
詳細資料「加入者のしおり」は、入学後に行う新入生オリエンテーションで配布します。

学生教育研究災害傷害保険	**【 不慮の事故によるケガ等に備える保険 】** 正課中、大学行事中、課外活動中、大学施設内での休憩中および通学途中に発生した不慮の事故により、身体に負傷・後遺障害あるいは死亡といった災害を被った場合の補償です。
学研災付帯賠償責任保険（Ａコース）	**【 対人・対物事故に備える保険 】** 正課中、大学行事中または課外活動およびその往復中に、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合の補償です。

学研災付帯学生生活総合保険

任意加入・**各自で加入手続きが必要【3/31(金)〆切】**

上記の保険に付帯した任意の「学研災付帯学生生活総合保険」があります。
資料を同封しておりますので、加入を検討される場合はご活用ください。

お問合せ先	**松栄株式会社　倉吉営業所** 〒682-0023　倉吉市山根 540-1　パープルビル１Ｆ 電話：0858-26-9636　/　FAX：0858-26-9639

ＴｏＤｏ Ｌｉｓｔ

DATE	Check	Things to do
／ ( )	☐	
／ ( )	☐	
／ ( )	☐	
／ ( )	☐	
／ ( )	☐	
／ ( )	☐	
／ ( )	☐	
／ ( )	☐	
／ ( )	☐	
／ ( )	☐	
／ ( )	☐	
／ ( )	☐	
／ ( )	☐	
／ ( )	☐	
／ ( )	☐	
／ ( )	☐	
／ ( )	☐	
／ ( )	☐	
／ ( )	☐	
／ ( )	☐	
／ ( )	☐	
／ ( )	☐	
／ ( )	☐	
／ ( )	☐	
／ ( )	☐	

M E M O

構 内 配 置 図

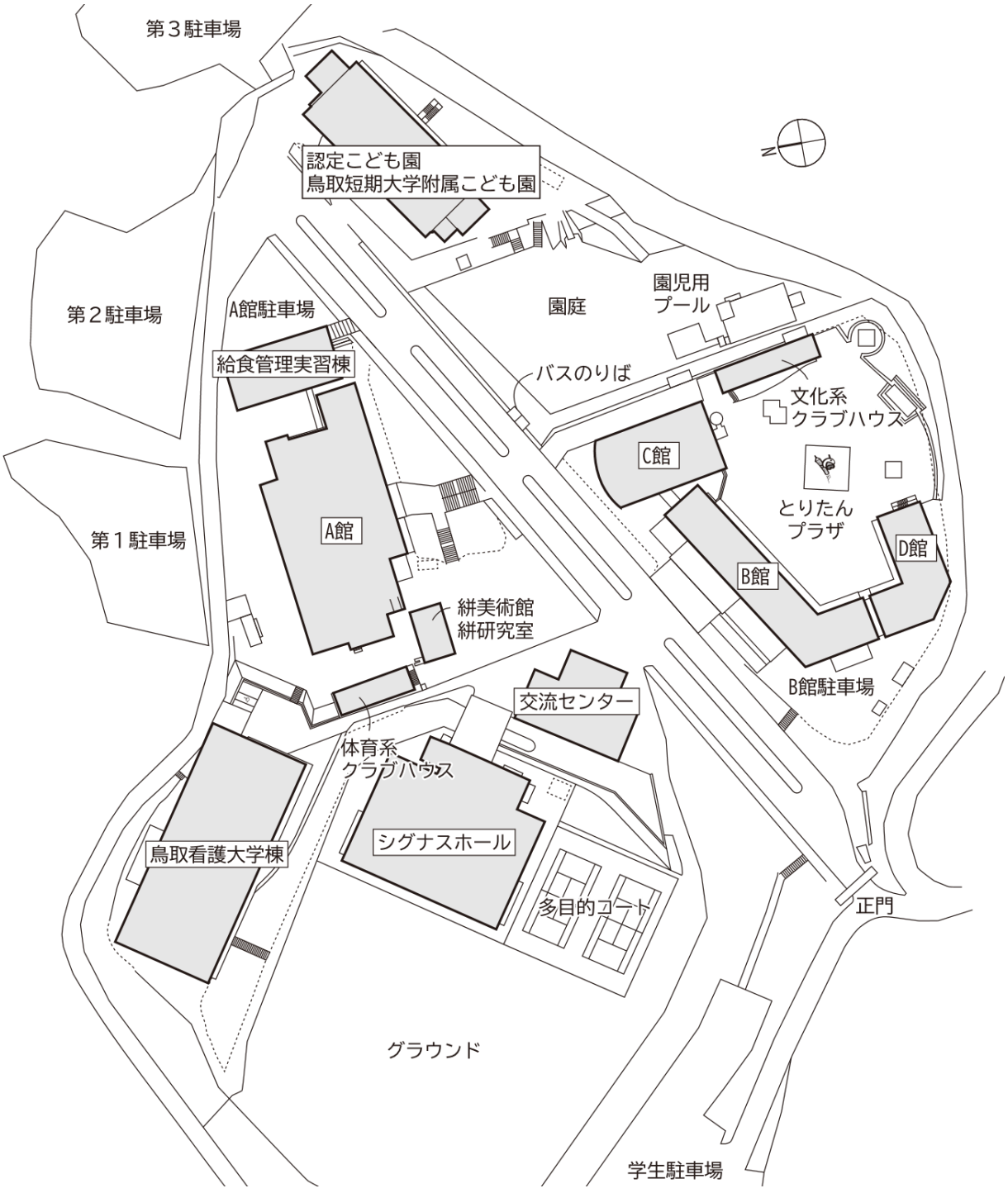

A　館	講義室、実験室、演習室、食堂、 とりたんホール、教員研究室	鳥取看護大学棟	1階　：事務室、かんとりぃ☆ホール 2～4階：講義室、演習室、実習室 4階　：付属図書館（別館）・図書館サロン 5階　：教員研究室
B　館	事務室、講義室、演習室		
C　館	付属図書館（本館）、教員研究室	シグナスホール	1階：大講義室、アリーナ　　2階：体育館
D　館	講義室、教員研究室	給食管理実習棟	実習室
交流センター	1階：グローカルセンター、保健室、相談室 ここはな、コンビニ 2階：中講義室、ラーニングコモンズ、ラウンジ 3階：キャリア支援室・情報コーナー、学びスペース ひだまり、大会議室、小会議室、応接室		

「学生原票」の記入について

学生原票(表裏面)の記入・提出をお願いします。

利 用 目 的　：　学生原票は、学校教育法施行規則に定められた学籍簿(学籍に関する記録簿)のための基本情報及び大学が学生の指導上、利用するものです。

記入について　：　学生原票の記入例を参考に、氏名・住所・保護者名・緊急連絡先等を漏れのないよう記入をして、右上に写真を貼りつけてください。

４月５日（水）前期オリエンテーションの際に、回収します。

(緊急連絡先は、昼間に必ず連絡の取れるところを記入してください)

◆学生原票提出期限 ： ４月５日（水）前期オリエンテーション◆

鳥 取 短 期 大 学

学　生　原　票

学生番号	※

令和 5 年度入学　国際文化交流 学科　　専攻

ふりがな	とり　たん　はなこ
氏　名	鳥　短　花子 昭和・平成 16 年 4 月 10 日生 （改姓のときは訂正し、異動欄に注記する）
携帯電話番号	080 － 1234 － 5678
本　籍	鳥取 都道府県

（令和 5 年 4 月写）

自宅住所	ふりがな	とっとりけん よなごし ○○
	令和 5年 4月現在	〒682-8555 鳥取県米子市○○123 (TEL) 0859-○○-○○○○
	ふりがな	
	※ 年 月現在	〒 (TEL)
現住所	ふりがな	とっとりけん くらよしし あげい
	令和 5年 4月現在	〒682-0021 鳥取県倉吉市上井123 とりたんアパート102号 (TEL) 0858-26-1811
	ふりがな	
	※ 年 月現在	〒 (TEL)
学歴・職歴	自 R2 年 4 月 1 日 至 R5 年 3 月 31 日	鳥取 府公県私 立 △△△ 高校 課程 普通 科 コース
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	

※異動事項その他

「実家」の住所を記載

「入学後住む場所（アパート、下宿等）」の住所を記載

保護者	ふりがな	とり たん た ろう
	鳥 短 太 郎	昭和 48 年 8 月 30 日生
	〒 682-8555 鳥取 都道府県 米子 郡市 ○○ 町村 123 番地 (TEL) 0858-12-3456	

緊急連絡先	氏名	連絡先(勤務先等)	(TEL)
	鳥短 太郎	鳥短病院	0858-78-9012

(注)緊急連絡先は必ず連絡のとれる所(勤務先等)を記入してください。
※印は記入しないでください。

身体状況	病歴その他	障害者手帳の有無
	アトピー性皮膚炎、喘息（治療中） ※特にない場合「良好」と記載	有・(無)

高校時の課外活動等	
	文化関係・体育関係 バドミントン部
	生徒会・クラス役員等 生徒会役員
	地域活動・社会活動等 絵本読み聞かせボランティア（月2回）

家族	続柄	氏名	年齢	生年月日	備考
	父	鳥短　太郎	48	(昭)・平・令 48・8・30	
	母	鳥短　修子	47	(昭)・平・令 49・11・12	
	弟	鳥短　学	15	(昭)・平・令 18・5・5	
				大・平・昭・令 ・ ・	
				大・平・昭・令 ・ ・	
				大・平・昭・令 ・ ・	
				大・平・昭・令 ・ ・	
				大・平・昭・令 ・ ・	

記載事項に相違ありません。

令和 5 年 4 月 ● 日

必ず本人が署名してください。

氏名 鳥短　花子

押印してください。

鳥短

(注)家族は同一家計に属する方だけ記入してください。

学生原票は、学籍データの基本情報、授業料等の納入確認および学生指導のための資料とし、その他の目的には利用されません。

通学定期券をご利用の方へお知らせ

JR西日本

通学定期乗車券 購入に必要なもの

窓口 みどりの窓口・みどりの券売機プラス　券売機 みどりの券売機・ピンク色の券売機

必要なもの ＼ 対象者	A 通学証明書 通学定期乗車券 購入兼用証明書	B 定期券購入 申込書	C 学生証など	D 現在使用中の 定期券	購入箇所
	詳しくは裏面をご確認ください。 学校で交付	詳しくは裏面をご確認ください。 駅に設置	有効期間内のもの 学校で交付	（期限が切れて2カ月以内のものでも可能）	
新規（新入生・新たに購入する時）	○	○	—	—	**窓口へ** ※係員が内容を確認します。
継続（同一学年内で同じ区間を続けて購入する時）	省略可 — ※区間等の条件が変わる際は必要です。	— ※窓口で購入する際は必要です。	—	○	**券売機が便利** ※条件によっては窓口での購入となります。
継続（進級時）（同じ区間で続けて購入する時）	省略可 — ※学生証等を提示できない際は必要です。	○	○※1	○	**窓口へ** ※係員が内容を確認します。

※1 有効期限切れや提示できない場合は、通学証明書が必要です。

【具体例】

混雑時期 4月上旬～中旬

窓口で購入　券売機で購入可能

	11月～12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月～10月
新規購入時					◆新規（3カ月） 窓口購入 A B			◆継続（3カ月） 券売機購入 D	
進級時（学年が変わる時）	券売機購入 D 年度をまたがる場合等、条件によっては窓口での購入となることがあります。				◆進級（3カ月） 窓口購入 B C D			◆継続（3カ月） 券売機購入 D	

4月上旬～中旬は窓口が混み合いますので、3月中の購入をお願いいたします。（14日前から購入できます。）

継続での購入は券売機がおすすめ!

ここもポイント!

発売条件 通学証明書に記載された居住地もより駅から学校もより駅までの区間のみの発売です。

※通学定期券の区間をのばしたり、分割したりすることはできません。

使用方法 通学定期券を使用する際は、学生証を携帯してください。

発 売 日 ご利用開始日の14日前から発売いたします。

※新学年や新学期が始まる時期は、定期券うりばが大変混雑いたしますので、お早めのお買い求めをお願いいたします。

その他、ご不明な点は駅係員にお尋ねください

【お願い＆ご案内】

- スムーズに発売を行なうため、定期券購入申込書にあらかじめ必要事項を記入し、みどりの窓口やみどりの券売機プラスへお越しください。
- 新学期は混み合うことが予想されますので、お早めにご購入願います。
- 定期券の運賃は、JR西日本のホームページ「JRおでかけネット」でご確認ください。
- JR西日本の公式アプリ「WESTER」を利用いただくと、直近でやってくる列車の情報や周辺の列車の走行位置等にワンタッチでアクセス可能で毎日の通学に便利です。

JRおでかけネット　定期券運賃検索（マイ・テイキ）

JR西日本公式アプリ　WESTER　App Store からダウンロード　Google Play で手に入れよう

西日本旅客鉄道株式会社

通学定期券の購入方法

発売条件 居住地もより駅と、学校もより駅との間を順路※により通学する場合に、通学証明書と引換えに通学定期券を発売します。学習塾やアルバイト等、通学以外を目的とした通学証明書の発行はできません。
※順路とは、距離・時間・列車本数を勘案した合理的かつ効率的な経路をいいます。

通学証明書の様式

学校によりタイプが異なります。詳しくは学校事務担当者にお問合せください。

①通学証明書
※一件式（A5版）

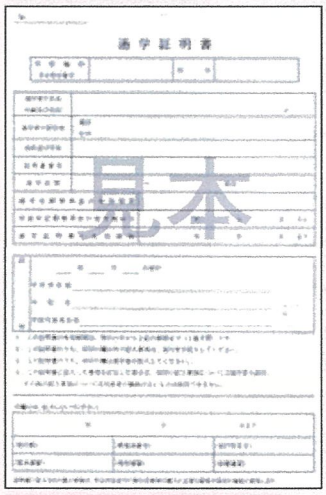

②通学証明書 ※学生証兼通学証明書の場合（例）
（カード式の学生証で、同様のシールを貼り付けたものを含む）

表

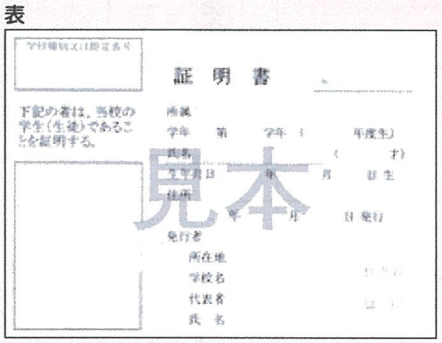

裏

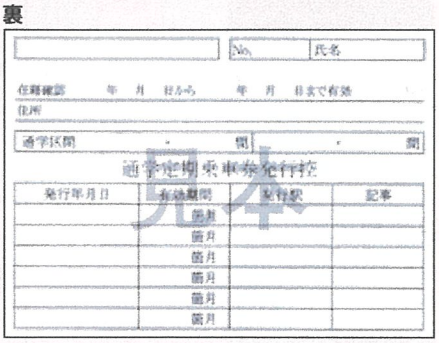

ご注意 下記の購入申込書は通学証明書ではありません。
別途、学校から所定の通学証明書の交付をうけてください。
※学校印がある場合でも通学定期券の発売はいたしません。

定期乗車券・ICOCA定期券購入申込書の記入例

●申込書は定期券うりばに備え付けております。お手数ですが、以下の例をご参考に赤字部分をあらかじめご記入いただいたうえ、購入時に窓口にご提出ください。なお、ICOCA利用可能エリア発着となる場合、ICOCA定期券もご利用いただけます。ICOCA定期券をお買い求めの場合は、青枠部分もあわせてご記入ください。

【注意事項】

鳥取看護大学・鳥取短期大学の最寄り駅である倉吉駅はICOCA利用可能エリアに含まれない為、ICOCA定期券はご利用いただけません。
（磁気定期券をご利用ください）

ICOCA対象エリア（抜粋） 2022年3月12日現在

お願い 新学年や新学期が始まる時期は、定期券うりばが大変混雑いたしますので、お早めのお買い求めをお願いいたします。定期券はご利用開始日の14日前から発売いたします。

本学の学生の皆様へ

2023年4月1日以降保険開始用	Bタイプ［死亡保険金最高1,200万円］（特約あり／なし兼用）

不慮の事故によるケガ等に備える保険 2023年度版

「学研災」のごあんない （「学研災」とは、学生教育研究災害傷害保険の略称です）

国内外において、次の**教育研究活動中**に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被る傷害（**ケガ**）に対して保険金をお支払いします。この保険における傷害は、「身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状」および「日射または熱射による身体の障害」を含みます。**なお、「病気」はこの保険の対象ではありません。**

加入対象者

学校教育法に定める大学等のうち、（公財）日本国際教育支援協会の賛助会員である大学院、大学、短大または高等専門学校に在籍する学生に限ります。

保険期間

- **4月入学生** 4月1日午前0時から所定の卒業年次の3月31日午後12時まで
- **9月入学生** 9月1日午前0時から所定の卒業年次の8月31日午後12時まで
- **10月入学生** 10月1日午前0時から所定の卒業年次の9月30日午後12時まで

（注）**任意加入（学生が加入を決める場合）で、保険始期の前日までに学生が保険料を支払わなかった場合、保険期間は保険料を支払った日の翌日午前0時から各終期までとなります。全員加入については、4ページをご参照ください。**

保険金をお支払いする種類

1 教育研究活動中の事故の備えに

教育研究活動中とは…
正課中、学校行事中などをいいます。
詳しくは下記をご覧くだサーイ！

学研災キャラクター
サイちゃん

熱中症や食中毒にも対応！

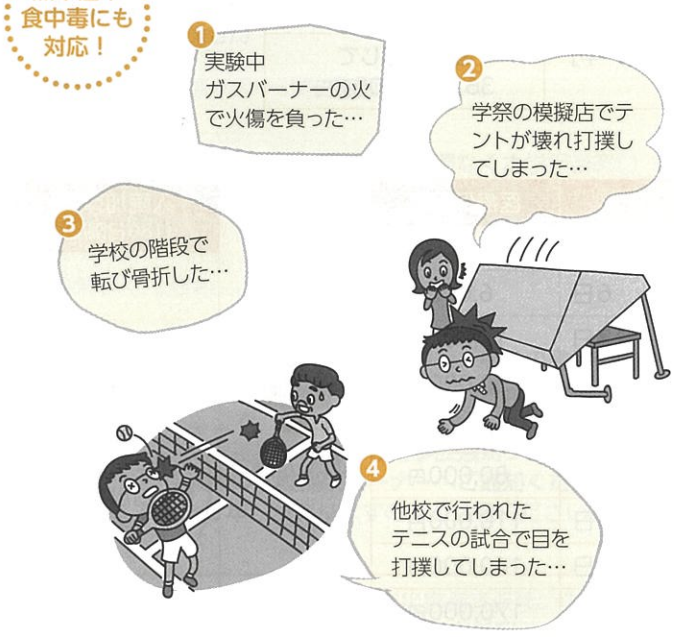

1 正課中
講義、実験、実習、演習または実技による授業を受けている間（通信教育生の場合は面接授業の受講中）、指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間(＊1)。

2 学校行事中
学校の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

3 ①②④以外で学校施設内にいる間
学校が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設内にいる間(＊2)。

4 課外活動中（クラブ活動中）
学校の規則に則った所定の手続きにより、学校の認めた学内学生団体の管理下で行う文化・体育活動を行っている間(＊3)。

（＊1）私的な状況でこれらに従事している間を除きます。
（＊2）寄宿舎にいる間、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間、または学校が禁じた行為を行っている間を除きます。
（＊3）学校施設外での危険なスポーツを行っている間、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間、または学校が禁じた行為を行っている間を除きます。

2 通学中、学校施設等での移動中の事故(＊4)の備えに

1 通学中
学校の正課、学校行事または課外活動（クラブ活動）に参加するため、合理的な経路と方法(＊5)で、住居(＊6)と学校施設等との間を往復する間。

2 学校施設等相互間の移動中
通学中と同じ目的・経路・方法(＊5)で、学校施設等の相互間を移動している間。

3 臨床実習中の事故(＊7)の備えに

接触感染による感染症予防措置を受けた場合

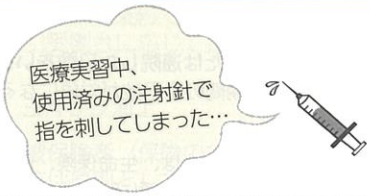

（＊4）通学中等傷害危険担保特約（略称「通学特約」）をつけた場合に限ります。
（＊5）学校が禁じた方法を除きます。
（＊6）社会人入試を経て学校に入学した学生が学校に通う場合は、勤務先を含みます。
（＊7）接触感染予防保険金支払特約（略称「接触感染特約」）をつけた場合に限ります。

本学は、（公財）日本国際教育支援協会が運営する「学生教育研究災害傷害保険」を取り扱っています。この保険は、学生の皆様に対して、本学での教育研究活動中の不慮の災害事故に対する補償を提供するものです。詳細は、同協会HP掲載の「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」をご覧ください。

1.保険料一覧

保険期間	基本			特約(＊1)		
	昼間部	夜間部	通信教育	通学中等傷害危険担保特約		接触感染予防保険金支払特約
				昼間部・夜間部	通信教育	
1年間	550円	100円	100円	250円	30円	20円
2年間	1,000円	200円		400円		40円
3年間	1,500円	250円		600円		50円
4年間	1,900円	350円		750円		70円
5年間	2,300円	450円		950円		80円
6年間	2,700円	—		1,050円		100円

(＊1)
各特約に加入する場合、希望する特約の保険料を加算してください。

※年度途中に加入する場合も保険料は1年単位となります。
※通学中等傷害危険担保特約において夜間部に6年間の設定はありません。
※通信教育は6年間扱いとなります。

2.保険金の種類と金額

(1) 死亡保険金（事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合）

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	1,200万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動（クラブ活動）中」「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	600万円

(2) 後遺障害保険金(＊2)（事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合）

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	程度に応じて 72万円～1,800万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動（クラブ活動）中」「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	程度に応じて 36万円～900万円

(＊2)
死亡保険金と後遺障害保険金とを重ねて支払うべき場合には死亡保険金をお支払いします。

(3) 医療保険金（医師の治療を受けた場合）および入院加算金

事故発生時の活動の種別			治療日数(＊3)	医療保険金
	(対象外)	(対象外)	1日～ 3日	3,000円
			4日～ 6日	6,000円
			7日～ 13日	15,000円
(治療日数1日から対象)	(治療日数4日以上が対象)	(治療日数14日以上が対象)	14日～ 29日	30,000円
			30日～ 59日	50,000円
			60日～ 89日	80,000円
			90日～119日	110,000円
			120日～149日	140,000円
			150日～179日	170,000円
			180日～269日	200,000円
			270日～	300,000円
正課中・学校行事中	課外活動（クラブ活動）を行っている間以外で学校施設内にいる間・通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中	学校施設内外を問わず、課外活動（クラブ活動）を行っている間		

＋ 入院した場合

入院加算金（180日限度）
入院1日につき 4,000円
（いずれの活動種別においても入院1日目から支払われます。）

(＊3)
実際に入院または通院した日数をいいます。傷害を被り治療を開始した日から「医師が必要であると認めた治療が完了した日」の間の**実治療日数**であり、治療期間の全日数が対象になるのではないことにご注意ください。

注意事項

(1) 上記の保険金は、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。
(2) 保険金は上記金額に限定されているので、2口以上の加入はできません。
(3) 同日に複数の病院へ通院した場合でも治療日数は1日となります。1日のうちに2つの病院へ通院しても、治療日数は2日とはなりませんのでご注意ください。

(4) 接触感染予防保険金(＊4)

補償範囲	支払保険金
臨床実習中	1事故につき15,000円（定額払）

(＊4) 臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触し、かつ、その原因となる事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合が対象です。

3.加入手続き

学校(*5)によって特約の取扱状況や加入に伴う手続きが異なります。学校の案内に従ってください。

(＊5) 学校教育法に定める大学等のうち、(公財) 日本国際教育支援協会の賛助会員である大学院、大学、短大または高等専門学校

4.保険金をお支払いしない主な場合

・以下の事由により生じた傷害（ケガ）

保険契約者・被保険者（保険の対象となる方）・保険金受取人の故意または重大な過失、被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為、無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等の運転中に生じた事故、脳疾患・疾病・心神喪失、妊娠・出産・早産または流産、外科的手術などの医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）、地震・噴火またはこれらによる津波（被保険者がこれらの自然事象の観測活動に従事している間を除きます。）、戦争・内乱・暴動、核燃料物質の有害な特性などによる事故（被保険者が核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、またはこれらを使用する装置を用いて行う研究・実験活動に従事している間を除きます。）、放射線照射・放射能汚染（被保険者が放射線または放射能の発生装置を用いて行う研究・実験活動に従事している間を除きます。）、むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの、学校施設外の課外活動として行う山岳登はん（ピッケル等の登山用具を使用するもの）・リュージュ・ボブスレー・スカイダイビング・ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の事故、学校施設外の課外活動として行う自動車等の乗用具による競技・試運転・競技場でのフリー走行、被保険者に対する刑の執行　等

なお、飲酒による急性アルコール中毒症や時間の経過により重大化した傷害など「急激かつ偶然な外来」の条件を充足しない事故も対象となりません。

5.その他

・告知義務

告知義務については４ページをご確認ください。

・通知義務

加入後、次のようなことが生じた場合、遅滞なく本学担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）へご通知ください。

・昼間部、夜間部または通信部の区分を変更した場合
・退学した場合（除籍、死亡を含みます。）
・保険期間中に通算して１年以上休学した場合

・事故が発生したときのご注意

この保険で対象となる事故が生じた場合には、**事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故の日時、場所、状況、傷害の程度を本学の窓口に申し出た上で、窓口備付けの事故通知はがきまたはFAX、あるいはパソコンや携帯端末を使用した事故通知システムにより、東京海上日動火災保険㈱の学校保険コーナーへご通知ください。**保険金請求権には、**時効（3年）**がありますのでご注意ください。

・死亡保険金受取人の指定

死亡保険金は法定相続人にお支払いします。

・引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は保険業法の規定に基づき「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は一定割合まで同機構による補償が得られます。同機構の補償割合は以下のとおりです。

・保険期間が１年以内の場合
　原則として80％（破綻保険会社の支払停止から３か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100％）
・保険期間が１年超の場合
　原則として90％（保険期間が５年超で引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去５年間常に超えていた場合は90％を下まわります。）

・個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である（公財）日本国際教育支援協会は、引受保険会社に本契約に関する、加入者の氏名・学籍番号・入金日等の個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、（一社）日本損害保険協会等と共同して利用すること
③東京海上日動火災保険㈱と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険㈱の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険㈱のホームページおよび他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

個人情報は、所属校が作成した加入者名簿を（公財）日本国際教育支援協会が東京海上日動火災保険㈱へ提出することにより提供されます。この取扱いに同意しない場合は、速やかに同協会へ申し出てください（これに同意しない場合は、この保険には加入できません。）。

・この「ごあんない」は学生教育研究災害傷害保険の内容についてご紹介したものです。加入に当たっては、必ず４ページの「重要事項説明書」をよくお読みください。保険契約の詳細は、（公財）日本国際教育支援協会のホームページに掲載されている保険約款等によりますが、ご不明の点については、本学担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）までお問い合わせください。なお、加入後は「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」をご覧ください。

・学生教育研究災害傷害保険は、（公財）日本国際教育支援協会と以下の保険会社との間で締結された共同保険契約であり、東京海上日動火災保険㈱が他の引受保険会社の代理、代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合については同協会にご確認ください。

あいおいニッセイ同和損保　損保ジャパン　東京海上日動（幹事保険会社）　三井住友海上

・この保険は（公財）日本国際教育支援協会を保険契約者とし、同協会の賛助会員校に在籍する学生を被保険者（保険の対象となる方）とする学生教育研究災害傷害保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として（公財）日本国際教育支援協会が有します。

〈契約者〉
公益財団法人　日本国際教育支援協会　学生支援部　学生保険課
〒153-8503　東京都目黒区駒場4-5-29
TEL：03-5454-5275　URL：http://www.jees.or.jp/

〈引受幹事保険会社〉
東京海上日動火災保険株式会社

詳細は、上記協会HP掲載の「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」をご覧ください。　日本国際教育支援協会　学研災　検索

重要事項説明書
(契約概要・注意喚起情報のご説明)
必ずお読みください。

契約概要・注意喚起情報のご説明

●契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。

●注意喚起情報はご加入いただく保険をお申込みいただく際に、ご加入いただく学生の皆様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。

●この書面はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、(公財)日本国際教育支援協会のホームページに掲載されている保険約款等によりますが、ご不明点等については同協会または東京海上日動火災保険(株)までお問い合わせください。

※この「ごあんない」、「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」等、加入内容が分かるものを保管していただきますようお願いします。

契約概要

1. 商品の仕組み、引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし、同協会の賛助会員校に在籍する学生を被保険者(保険の対象となる方)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として同協会が有します。

ご加入いただける被保険者の範囲等については、1ページをご確認ください。

(2) 補償の内容・保険期間(保険のご契約期間)

①保険金をお支払いする種類、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間等については、1～3ページをご確認ください。

(3) 引受条件(保険金額等)

この保険での引受条件(保険金額等)はあらかじめ定められたご契約タイプとなります。ご契約タイプについての詳細は2ページをご確認ください。

2. 保険料・保険料の払込方法

保険料はご加入いただく保険料適用区分等によって決定されます。保険料については、2ページをご確認ください。保険料の払込方法については学校の指示に従ってください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報

1. 補償の重複に関するご注意

○賠償責任を補償する特約等をご契約される場合で、被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約(他の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

○補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください(1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。)。

2. 告知義務等

加入時、引受保険会社に重要な事項※をお申出いただく義務があります。

・加入の際、記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っている場合には、契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

・他人のために保険契約を締結する場合、契約者またはその代理人に過失がなかったとしても、被保険者(保険の対象となる方)またはその代理人の故意または重大な過失によって、集計報告書の記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っているときも同様です。

※他の保険契約等に関する事項を含みます。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

○退学等の際の通知義務や事故などが発生した場合の手続き等については3ページをご確認ください。ご通知や手続き等がないと、保険金をお支払いできないことやご加入を解除されること等があります。

○ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、集計報告書等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

4. 保険開始日

(1) 4月入学生の保険責任は、4月1日午前0時から始まります。ただし、4月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。

①全員加入の場合:教授会等において決議※した保険加入日が4月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が責任開始となります。

②任意加入の場合:学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が4月1日以降のときは、支払った日の翌日の午前0時が責任開始となります。

(2) 9月入学生の保険責任は、9月1日午前0時から始まります。ただし、9月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。

①全員加入の場合:教授会等において決議※した保険加入日が9月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が責任開始となります。

②任意加入の場合:学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が9月1日以降のときは、支払った日の翌日の午前0時が責任開始となります。

(3) 10月入学生の保険責任は、10月1日午前0時から始まります。ただし、10月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。

①全員加入の場合:教授会等において決議※した保険加入日が10月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が責任開始となります。

②任意加入の場合:学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が10月1日以降のときは、支払った日の翌日の午前0時が責任開始となります。

※保険加入日時は決議日時より遡ることはできません。

5. 保険金をお支払いしない主な場合等

3ページをご確認ください。

6. 引受保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細は3ページをご確認ください。

7. 共同保険について

3ページをご確認ください。

8. 個人情報の取扱いについて

3ページをご確認ください。

9. 被保険者からのお申出による解約

被保険者からのお申出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、「ごあんない」等記載のお問い合わせ先まで問い合わせてください。本内容については、被保険者となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願いします。

10. 代理人からの保険金請求

被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がいない場合は、被保険者の配偶者等のご家族のうち引受保険会社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、「ごあんない」等記載のお問い合わせ先まで問い合わせてください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いします。

11. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

○ご加入時に、「ご契約者」、被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、東京海上日動火災保険㈱はご加入を取り消すことができます。

○以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。

・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的を持っていた場合

・死亡保険金受取人を指定する場合において、その被保険者の同意を得なかったとき(その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。)

○以下に該当する事由がある場合には、東京海上日動火災保険㈱はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

・ご契約者、被保険者または保険金受取人が東京海上日動火災保険㈱にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合

・ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合　等

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品が学生の皆様のご希望に合致した内容であること、お申込みいただく上で特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願いします。

なお、ご確認に当たりご不明な点等がありましたら、「ごあんない」に記載のお問い合わせ先まで問い合わせてください。

1. 保険商品が以下の点で学生の皆様のご希望に合致した内容となっていることをこの「ごあんない」に記載されている重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□保険金のお支払事由(学生教育研究災害傷害保険。通学中等傷害危険担保特約、接触感染予防保険金支払特約を含みます。)、お支払いする保険金

□保険金額(ご契約金額)

□保険期間(保険のご契約期間)

□保険料・保険料払込方法

2. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただきましたか?

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」等学生の皆様にとって不利益となる情報や、「補償の重複に関するご注意※」、「告知義務・通知義務等」が記載されていますので必ずご確認ください。

※例えば、賠償責任を補償する特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

保険に関するご質問・お問い合わせは

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)　公務第二部　文教公務室

〒102-8014　東京都千代田区三番町6番地4

0120-587-050(フリーダイヤル)

受付時間:平日9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始は除く)

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動学校保険コーナー

0120-868-066(フリーダイヤル)

受付時間:平日9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始は除く)

指定紛争解決機関

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

0570-022808<通話料有料>

IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。

受付時間:平日9:15-17:00
(土・日・祝日・年末年始は除く)

東京海上日動火災保険㈱は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(一社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険㈱との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

2022年9月作成　22-T02556　J-2

学研災にご加入の皆様へ

2023年4月1日以降保険開始用

2023年度版

対人・対物事故に備える保険

正課や学校行事中等での賠償責任事故を補償します（国内外）。

「学研災付帯賠償責任保険」のごあんない

加入対象者

学校教育法に定める大学等のうち、（公財）日本国際教育支援協会の賛助会員である大学院、大学、短大または高等専門学校に在籍する学生で、かつ、**学研災(＊1)に加入している学生**に限ります。

（＊1）「学生教育研究災害傷害保険」の略称

保険期間

- **4月入学生**　4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時まで
- **9月入学生**　9月1日午前0時から翌年8月31日午後12時まで
- **10月入学生**　10月1日午前0時から翌年9月30日午後12時まで

（注）1年間加入の場合です。複数年加入の場合、その期間の終了する年度の各終期までとなります。

（注）任意加入（学生が加入を決める場合）で、保険始期の前日までに学生が保険料を支払わなかった場合、保険期間は保険料を支払った日の翌日午前0時から各終期までとなります。全員加入については4ページをご参照ください。

このような賠償責任事故の備えに

Aコース（学研賠）

正課中や通学中などに起こしてしまった事故の備えに！

正課中、学校行事中、およびその往復中などに発生した賠償責任事故を補償します！

（注）Aコースに加入した場合、Bコースに加入する必要はありません。

Bコース（インターン賠）

インターンシップや教育実習などに限定！

インターンシップ中、介護体験活動中、教育実習中など、特定の活動中およびその往復中に発生した賠償責任事故を補償します！

（注）医療関連実習、薬学教育実務実習を除きます。
（注）学校が正課、学校行事または課外活動（＊3）と認めたものに限ります。

Cコース（医学賠）

医療関連実習中も安心！

医療関連学部の実習中、学校行事中およびその往復中などに発生した賠償責任事故を補償します！

（注）Cコースに加入した場合、AコースおよびBコースに加入する必要はありません。

学研賠（Aコース）：学生教育研究賠償責任保険／**インターン賠（Bコース）**：インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険／**医学賠（Cコース）**：医学生教育研究賠償責任保険

加入手続

学校(＊2)によって取り扱うコースや加入に伴う手続きが異なりますので、学校(＊2)からの案内に従ってください。

（＊2）学校教育法に定める大学等のうち、（公財）日本国際教育支援協会の賛助会員である大学院、大学、短大または高等専門学校

補償内容

国内外において、学生（被保険者）が正課、学校行事、課外活動（＊3）またはその往復において、他人にケガを負わせた場合、他人の財物を損壊した場合等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

（＊3）学校の規則にのっとった所定の手続により、**インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動をいいます。これ以外のクラブ活動中の事故は保険金支払の対象とはなりません。**ただし、正課または学校行事に合わせてその日のクラブ活動（学校が禁じているもの等は除きます。）に参加する場合、その住居と活動場所となる施設の間を合理的な経路および方法により移動中に行った行為は対象となる活動に含みます。

本学は、（公財）日本国際教育支援協会が運営する「学研災付帯賠償責任保険」を取り扱っています。この保険は、学研災の加入者に対して、本学での教育研究活動中の賠償責任事故に対する補償を提供するものです。詳細は、同協会HP掲載の「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」をご覧ください。

1.対象となる活動範囲

活動範囲＼コース	Aコース(*1)（学研賠）	Bコース(*2)（インターン賠）	Cコース(*3)（医学賠）
インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動およびその往復(*4)	○	○	○
上記以外の正課、学校行事、課外活動およびその往復	○	×	○
医療関連実習(*5)およびその往復	×	×	○

(＊1)
医療関連実習を除きます。薬学教育実務実習を含みます。
(＊2)
医療関連実習および薬学教育実務実習を除きます。
(＊3)
医療関連実習を含みます。
(＊4)
学校が正課、学校行事または課外活動と位置づけている場合に限ります。
(＊5)
医療関連学部・(学)科が、正課または学校行事として位置づけて行う実習をいいます。

2.保険金額（支払限度額）・保険料

		Aコース	Bコース	Cコース
支払限度額(*1)		対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度（免責金額(*2)：0円）		
1名当たり保険料 被保険者	1年間	340円	210円	500円
	2年間	680円	420円	1,000円
	3年間	1,020円	630円	1,500円
	4年間	1,360円	840円	2,000円
	5年間	1,700円	1,050円	2,500円
	6年間	2,040円	1,260円	3,000円

※年度途中にご加入される場合も保険料は1年間単位となります。
※保険期間中の解約は可能ですが、当該年度分の保険料の払い戻しはありません。

(＊1)
被保険者1名かつ1年当たりの支払限度額です。
(＊2)
免責金額とは、お支払いする保険金の計算に当たって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

3.補償の対象となる場合

◆詳しくは約款によります。保険約款の内容は、(公財)日本国際教育支援協会のホームページでご確認ください。

1. 次に掲げる事由により保険期間中に他人の身体に障害（障害に起因する死亡を含みます。以下同様です。）を負わせ、または他人の財物を損壊（滅失、破損もしくは汚損）させたことに起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合

ア. 上掲の表の「活動範囲」に定める活動（以下「活動」といいます。）の遂行に起因して、活動中に発生した事故（施設賠償責任保険）

イ. 活動の結果に起因してその活動の終了後に発生した事故、および、被保険者の占有を離れた飲食物および正課、学校行事または課外活動（1ページの＊2）の成果物（薬剤を含み、以下「生産物」といいます。）に起因する事故（生産物賠償責任保険）

2. 活動中の被保険者が使用または管理する他人の財物（以下「受託物」といいます。）を保険期間中に滅失、破損、汚損もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことにより、受託物に対し正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合（受託者賠償責任保険）

【お支払いする保険金の種類】
被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。
※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要です。
①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金
②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
③他人から損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続きを行い、または既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、その手続きまたは手段のために引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
④他人から損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続きを行い、または既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
⑤引受保険会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

【保険金のお支払方法】
上記①の法律上の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。（受託者賠償責任保険の場合、事故が生じた場所および時期における受託物の時価が限度となります。）
上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

4.補償の対象とならない主な場合

◆詳しくは約款によります。保険約款の内容は、(公財)日本国際教育支援協会のホームページでご確認ください。

・共通
①保険契約者または被保険者の故意
②戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
③地震、噴火、洪水、津波または高潮
④被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
⑤排水または排気に起因する賠償責任
⑥核燃料物質、核原料物質、放射性元素、放射性同位元素等の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害（放射能汚染、放射線障害を含みます。）。ただし、医学的または産業的に利用される放射性同位元素の使用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応、原子核の崩壊・分裂による損害で、その使用・貯蔵・運搬に法令違反がなかった場合は除きます。
⑦被保険者が行う次の行為に起因する損害
・医療行為や人体に危害を生ずるおそれのある行為のうち、医師・歯科医師・看護師・保健師・助産師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
・薬品の調剤、投与、販売または供給
・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為　等
※ただし、Cコースにおいて医療関連実習で所定の要件を満たす場合には、当事由は適用されません。また、AおよびCコースにおいて薬学教育実務実習で所定の要件を満たす場合には、上記のうち「薬品の調剤・投与・販売・供給」については適用されません。
⑧サイバー攻撃

・施設賠償責任保険
①自動車、原動機付自転車、航空機、昇降機または施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害
②汚染物質の排出、流出、いっ出、放出または漏出に起因する損害および汚染浄化費用（ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に被保険者が発見し、かつ、引受保険会社に所定の期間内に通知した場合を除きます。）
③石綿、石綿の代替物質等の発がん性その他有害な特性に起因する損害 等

・生産物賠償責任保険
①被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った活動の結果に起因する損害
②生産物自体の損壊または使用不能に係る賠償責任
③日本国内において発生した事故について、日本国外の裁判所に提訴された損害賠償請求訴訟
④汚染物質の排出、流出、いっ出、放出または漏出に起因する損害および汚染浄化費用（ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に被保険者が発見し、かつ、引受保険会社に所定の期間内に通知した場合を除きます。）
⑤石綿、石綿の代替物質等の発がん性その他有害な特性に起因する損害 等

・受託者賠償責任保険

①自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊
②受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故
③自転車、バイク、自動車、原動機付自転車、航空機、船舶、車両、動物、楽器、貨紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗取または詐取
④建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込みによる損害
⑤給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしくはいっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくはいっ出による損害
⑥受託物の使用不能に起因する損害　等

5.その他

・加入後における留意事項

加入後、次のようなことが生じた場合、遅滞なく学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）へご通知ください。
・学部、学科等を変更する場合・保険期間中に通算して1年以上休学した場合・加入コースを変更する場合・退学する場合

・他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
①他の保険契約等から保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
②他の保険契約等から保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等から支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

・補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

・事故が起きたときの手続き

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく電話で東京海上日動の学校保険コーナーへ次の内容をご連絡ください。
・自分の氏名、年齢、在籍する学校名・事故発生日、時刻・事故発生場所
・被害者の氏名、年齢・事故の原因・被害（傷害、損壊等）の程度
また、学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）へ事故を起こしたことを通知し、引受保険会社へ連絡したことを報告してください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

・示談交渉サービスについて

示談交渉サービスは行いません。この保険には、引受保険会社が被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、学生（被保険者）ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知おきください。なお、引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を承認しまたは賠償金額を決定した場合には、賠償金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

・先取特権について

賠償責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。
被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。
このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

・引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、あるいは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限ります。））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます（保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。）。

・個人情報の取扱いについて

保険契約者である（公財）日本国際教育支援協会は、引受保険会社に本契約に関する、加入者の氏名・学籍番号・入金日等の個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、(一社）日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険(株)のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
個人情報は、所属校が作成した加入者名簿を（公財）日本国際教育支援協会が東京海上日動火災保険（株）へ提出することにより提供されます。この取扱いに同意しない場合は、速やかに同協会へ申し出てください（これに同意しない場合は、この保険には加入できません。）。

・重大事由による解除について

以下に該当する事由がある場合には、東京海上日動火災保険（株）はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
・ご契約者、被保険者が東京海上日動火災保険（株）にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
・ご契約者、被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者に詐欺の行為があった場合　等

・この「ごあんない」は、学研災付帯賠償責任保険（施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険）の概要について説明したものです。詳細は、（公財）日本国際教育支援協会のホームページに掲載されている保険約款等によりますが、ご不明の点については、学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」をご覧ください。お申込みになる方と被保険者が異なる場合は、この「ごあんない」の内容を被保険者にご説明くださるようお願いします。

・学研災付帯賠償責任保険は、（公財）日本国際教育支援協会と以下の保険会社（予定）との間で締結された共同保険契約であり、東京海上日動火災保険（株）が他の引受保険会社の代理、代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合については同協会にご確認ください。

あいおいニッセイ同和損保　損保ジャパン　東京海上日動（幹事保険会社）　三井住友海上

・学研災付帯賠償責任保険は賠償責任保険普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款、生産物特別約款、受託者特別約款、学研災付帯賠償責任保険特約条項等に基づく施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険のペットネームです。

〈契約者〉
公益財団法人　日本国際教育支援協会　学生支援部　学生保険課
〒153-8503　東京都目黒区駒場4-5-29　　TEL：03-5454-5275　URL：http://www.jees.or.jp/

詳細は、上記協会HP掲載の「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」をご覧ください。　日本国際教育支援協会　学研災　検索

重要事項説明書
(契約概要・注意喚起情報のご説明)
必ずお読みください。

契約概要・注意喚起情報のご説明

●契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
●注意喚起情報はご加入いただく保険をお申込みいただく際に、ご加入いただく学生の皆様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
●この書面はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、(公財)日本国際教育支援協会のホームページに掲載されている保険約款等によりますが、ご不明点等については同協会または東京海上日動火災保険(株)までお問い合わせください。
※加入者証等は発行されませんのでこの「ごあんない」、「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」等、加入内容が分かるものを保管していただきますようお願いします。

契約概要

1. 商品の仕組み、引受条件等

(1) 商品の仕組み
この保険は、(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし、同協会の賛助会員校に在籍する学生で、かつ、学研災に加入している学生を被保険者(補償を受けることができる方)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は同協会が有します。
ご加入いただける被保険者の範囲等については、1ページをご確認ください。

(2) 補償内容・保険期間(保険のご契約期間)
①支払事由(補償の対象となる場合)、お支払いする保険金、②主な免責事由(補償の対象とならない主な場合)、③保険期間等については、1～3ページをご確認ください。

(3) 引受条件(保険金額等)
この保険での引受条件(保険金額等)はあらかじめ定められたご契約コースの中からお選びいただくこととなります。ご契約コースについての詳細は2ページをご確認ください。

2. 保険料・保険料の払込方法
保険料はご加入いただくご契約コースなどによって決定されます。保険料については、2ページをご確認ください。保険料の払込方法については、学校の指示に従ってください。

3. 満期返れい金・契約者配当金
この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報

1. 補償の重複に関するご注意
3ページをご確認ください。

2. 告知義務等
加入時、引受保険会社に重要な事項※をお申出いただく義務があります。
・加入の際、告知事項が記載されていなかったり、告知事項が事実と違っている場合には、契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
・他人のために保険契約を締結する場合、契約者またはその代理人に過失がなかったとしても、被保険者(保険の対象となる方)またはその代理人の故意または重大な過失によって、集計報告書の記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っているときも同様です。
※他の保険契約等に関する事項を含みます。

3. 通知義務等
(1) ご加入後における留意事項(変更事項の通知等)
退学等の際の通知や事故などが発生した場合の手続き等については3ページをご確認ください。

(2) 次回更新契約のお引受け
保険金請求状況等によっては、次回以降の更新契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。

4. 保険開始日
(1) 4月入学生の保険責任は、4月1日午前0時から始まります。ただし、4月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。
①全員加入の場合:教授会等において決議(*1)した保険加入日が4月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が責任開始となります。
②任意加入の場合:学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が、4月1日以降のときは支払った日の翌日の午前0時が責任開始となります。

(2) 9月入学生の保険責任は、9月1日午前0時から始まります。ただし、9月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。
①全員加入の場合:教授会等において決議(*1)した保険加入日が9月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が責任開始となります。
②任意加入の場合:学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が9月1日以降のときは、支払った日の翌日の午前0時が責任開始となります。

(3) 10月入学生の保険責任は、10月1日午前0時から始まります。ただし、10月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。
①全員加入の場合:教授会等において決議(*1)した保険加入日が10月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が責任開始となります。
②任意加入の場合:学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が10月1日以降のときは、支払った日の翌日の午前0時が責任開始となります。
(*1) 保険加入日時は決議日時より遡ることはできません。

5. 主な免責事由(補償の対象とならない主な場合)等
2～3ページをご確認ください。

6. 引受保険会社破綻時の取扱い
引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細は3ページをご確認ください。

7. 共同保険について
共同保険については、3ページをご確認ください。

8. 個人情報の取扱いについて
3ページをご確認ください。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品が学生の皆様のご希望に合致した内容であること、お申込みいただく上で特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願いします。なお、ご確認に当たりご不明な点等がありましたら、「ごあんない」に記載のお問い合わせ先まで問い合わせてください。

1. 保険商品が以下の点で学生の皆様のご希望に合致した内容となっていることをこの「ごあんない」に記載されている重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□支払事由、お支払いする保険金
□保険金額(支払限度額)
□保険期間(保険のご契約期間)
□保険料・保険料払込方法

2. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただきましたか?
特に「注意喚起情報のご説明」には、「主な免責事由等」など学生の皆様にとって不利益となる情報や、「補償の重複に関するご注意*2」、「通知義務等」が記載されていますので必ずご確認ください。
*2例えば賠償責任が補償されるご契約の場合に、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が完全に重複することがあります。

保険に関するご質問・お問い合わせは

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社) 公務第二部 文教公務室
〒102-8014 東京都千代田区三番町6番地4
0120-587-050 (フリーダイヤル)
受付時間:平日9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始は除く)

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動学校保険コーナー
0120-868-066 (フリーダイヤル)
受付時間:平日9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始は除く)

指定紛争解決機関

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)
0570-022808 <通話料有料>
IP電話からは **03-4332-5241** をご利用ください。
受付時間:平日9:00-17:00
(土・日・祝日・年末年始は除く)
東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(一社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

2022年9月作成 22-T02633 J-3

保護者の皆様は必ずご確認ください。　鳥取短期大学からの重要なお知らせです。

鳥取短期大学
学生のための総合保険

学研災付帯学生生活総合保険（略称：付帯学総）

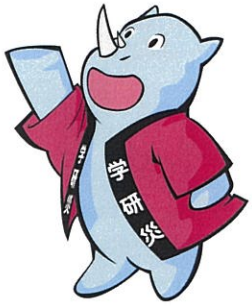

学研災キャラクター　サイちゃん

学校での楽しい学生生活（学内外）を過ごすために

大きく生活が変わるその時に
このような“お子様”にご加入をおすすめします。

学研災※にご加入される方だけが加入できる学生保険です。

※学生教育研究災害傷害保険

部活・サークルをはじめる

自転車通学をはじめる

自転車条例にも対応！

一人暮らしをはじめる

アルバイト・インターンシップをはじめる

風邪をひいた時、
たった１日の通院でも補償！

事故時、相手方との示談交渉も
保険会社に任せられて安心！
※個人賠償責任補償に関するサービスとなります。

申込締切：2023年3月31日(金)

※４月１日からご加入いただく場合には必ず締切日までにお振込みください。

団体割引適用
30%

１日あたりわずか
36円～
※Bタイプ（保険期間2年）の場合

申込は
WEBで
簡単3分

https://tokiomarine.secure.force.com/futaigakuso?id=0571300

公益財団法人 日本国際教育支援協会

詳しくは中面へ！

学生生活にはこんなリスクが！
付帯学総がお子様の“万が一”を手厚くサポートいたします。

部活・サークル活動をはじめて…

【事故事例】

運動部の**練習中**、足元がすべってしまい、ひざを**けが**してしまった。
14日間の**通院**をして、
治療費に**10万円**かかってしまった。

学研災に加入しているので、
今回のケースでは**3万円の補償**がされた

付帯学総に加入していれば
治療費として**10万円**の保険金をお支払い

※記載の例は治療費実費タイプの場合の例であり、それ以外の補償タイプの場合は支払金額が異なる可能性がございます。
※高額療養費等の給付がある場合は、その額を差し引くものとします。詳細は＜補償の概要等＞をご覧ください。

自転車通学をはじめて…

【事故事例】

うっかり寝坊をしてしまい、急いで
自転車通学をしていたら
曲がり角で歩行者に
ぶつかってしまった。
幸い、命に別状はなかったが
440万円の賠償金を
払うことになった。

学研災に加入しているが、
今回のケースでは**補償されない**

付帯学総に加入していれば
賠償金として**440万円**の保険金をお支払い

一人暮らしをはじめて…

【事故事例】

初めての**一人暮らし**、
洗濯機を回したまま**外出**した際に
排水ホースが外れて床全面に
水漏れしてしまった。
修繕費用として
30万円かかってしまった。

学研災に加入しているが、
今回のケースでは**補償されない**

付帯学総に加入していれば
修繕費用として**30万円**の保険金をお支払い

※借家人賠償責任補償タイプに加入している場合

アルバイト・インターンシップをはじめて…

【事故事例】

アルバイト先の飲食店で、
油が入った鉄板から油が飛んできて
やけどを負ってしまった。
治療費用として**4万円**が
かかってしまった。

学研災に加入しているが、
今回のケースは**補償されない**

付帯学総に加入していれば
治療費用として**4万円**の保険金をお支払い

※上記事例は、引受保険会社が実際の事例を元に作成した事故例であり、実際の支払い事例ではございません。

付帯学総と学研災の違いはなに？

付帯学総とは、学研災にご加入される方だけが加入できる学生保険です。学研災で補償している正課中・学校行事中・課外活動中*のケガ以外のケースにも対応しており、ケガのみならず風邪などの病気による通院も24時間365日補償が可能です。

＊学研災に通学特約を付帯している場合は、通学中のケガについても補償の対象となります。

そんな付帯学総が
1日あたりに換算すると36円～
※Bタイプ（保険期間2年）の場合

WEBから
簡単にご加入
https://tokiomarine.secure.force.com/futaigakuso?id=0571300

まずは詳しい補償内容をみてみよう！

付帯学総は、お子様の“万が一”を手厚くお守りします。

治療費用の補償

(＊1)(＊2)(＊3)
(＊4)(＊5)(＊6)

お子様が風邪をひいてしまったとき、たった１日の通院から補償

保護者の方の 90.5%(＊7) が安心!

(＊1) 国内で学生本人がケガや病気で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分（＊6）を保険金としてお支払いします。(＊2) 歯科疾病治療のための通院、精神障害による入通院、痔核・裂肛等による入通院は除きます。(＊3) 治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。(＊4) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。(＊5) 保険期間の開始時前に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。(ただし、保険期間の開始時より2年（保険期間が1年以下の場合は「1年」）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。) (＊6) 自己負担分の詳細については、〈補償の概要等〉をご参照ください。

保険金お支払い例

治療費用（病気）：発熱のため通院
... お支払い保険金 3,860円
治療費用（ケガ）：
部活動中、右足親指を強打し負傷
... お支払い保険金 12,220円

無料付帯 メディカルアシスト 24時間365日対応

こんな時どうすればいい？あなたがお困りの際、お電話にて医療に関する相談に応じます。

旅行先での急病！最寄りの病院を知りたい	急に激しい頭痛。どうしたらいいの…
医療機関案内	緊急医療相談

個人賠償責任

自転車通学での事故時、高額になりやすい賠償金も補償

自転車条例にも対応

※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外です。

もしもの時もお任せ下さい！

示談交渉サービス

自転車事故を起こしてしまった際など、個人賠償責任についての大変な示談交渉も東京海上日動にお任せください。

※訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。

保護者の方の 92.5%(＊7) が安心!

育英・学資費用

扶養者の方に万が一があったとき、お子様のご卒業までの授業料を補償

保護者の方の 88.5%(＊7) が安心!

※あらかじめ扶養者を指定していただきます。払込取扱票の「扶養者（払込人）」欄に署名された方またはweb加入サイトの「扶養者氏名」欄に入力された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。
※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

お子様が無事ご卒業できるよう、授業料などを補償します

育英費用保険金を全額お支払い

扶養者が交通事故で死亡した。育英費用として1,000,000円の保険金を支払われた。

学資費用保険金で授業料を補償

扶養者が登山中の事故で死亡し大学の授業料等の費用として1,190,000円の保険金が支払われた。

(＊7) 付帯学総に加入している大学生の子を持つ親の方200人のアンケート結果(2020年10月 東京海上日動調べ、調査委託先: マクロミル)

他のリスクにも万全の補償ラインナップ

救援者費用等

お子様の急な入院に駆け付けたいときも

借家人賠償責任

一人暮らしをするお子様が、借家を傷つけてしまっても

生活用動産

一人暮らしを狙われ盗難被害にあっても

死亡・後遺障害

お子様に万が一があったときも

※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

申込はこちら！
簡単3分
https://tokiomarine.secure.force.com/futaigakuso?id=0571300

《ご加入プランのご案内》 30% 割引 1日あたりに換算すると 36円～

※Bタイプ（保険期間2年）の場合

ご加入タイプ		自宅から通学の学生（一人暮らしの方もご加入いただくことが可能です。）		一人暮らしの学生	
保険金額 1	個人賠償責任(*1)	1事故 国内:1億円 国外:1億円 限度		1事故 国内:1億円 国外:1億円 限度	
保険金額 2	死亡・後遺障害(*2) ケガ	500万円	300万円	500万円	300万円
保険金額 3	入院・通院(*3) ケガ	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費
保険金額 3	入院・通院(*3) 病気	医療機関の窓口で自己負担した費用を補償		医療機関の窓口で自己負担した費用を補償	
保険金額 4	救援者費用等	500万円	300万円	500万円	300万円
保険金額 5	育英費用(*4) ケガ	300万円	100万円	300万円	100万円
保険金額 5	学資費用(*4)(*5) ケガ	100万円	100万円	100万円	100万円
保険金額 6	生活用動産(*6)	対象外	対象外	50万円	50万円
保険金額 7	借家人賠償責任(*6)			300万円	300万円

保険料（卒業までの一括払） 地震・噴火・津波によるケガも補償 天災危険補償特約あり	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ
2025年3月卒業予定者（2年間分保険料）	31,060円	25,490円	34,270円	28,700円

（＊1）情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。
（＊2）教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
（＊3）お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
（＊4）独立生計の学生はお選びいただけません。
（＊5）学業費用支払期間（保険責任の開始日から学業費用（学資費用）の支払対象期間の終了日までの期間）はそれぞれ卒業予定年次までの期間です。
（＊6）一人暮らしの学生の方であっても自宅生用タイプ（A・B）にご加入いただくことが可能です。

上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が10,000人以上の場合の割引率［30%］が適用されています。詳細については取扱代理店までお問い合わせください。

保険期間		卒業予定年次に応じて
2年間	2025年3月卒業予定者	2023年4月1日（午前0時）より2025年4月1日（午後4時）まで2年間

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方（継続的に職業に従事していない学生等）用です。
以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種級別Bとなり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いします。）
「自動車運転者」「建設作業者」「農林業作業者」「漁業作業者」「採鉱・採石作業者」「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上6職種）

《ご加入方法》

お申込はWEB加入がおすすめ！簡単3分でご加入できます。

1 サイトへアクセス
QRコードから
特設サイトへアクセス

2 事前登録
事前登録には
メールアドレスが
必要になります。

3 加入タイプの選択
加入タイプ選択の
際には、適宜
パンフレットを
ご参照ください。

4 加入内容の入力

5 コンビニの選択

6 コンビニで保険料払込
保険料のお支払は
以下のコンビニエンス
ストアで！！
なお、コンビニ払い手
数料は振込人負担です

※学研災（学生教育研究災害傷害保険）にご加入されている方が対象の保険です。
※QRコード/URLは進学される学校によって異なります。必ず学生ご本人が通われる学校のものにアクセスして申し込んでください。
QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

保険料のお支払いは、最寄りのコンビニエンスストアで!!

セブン-イレブン / ローソン / ファミリーマート / デイリーヤマザキ / ヤマザキデイリーストアー / ミニストップ / セイコーマート

サイトのご利用・・・・・・・・8：00～22：00の間でご利用ください。
保険料のお支払い・・・・・・・・コンビニエンスストアで24時間、365日お支払いが可能です。

※1申し込みにつき、コンビニ払い手数料を含め30万円以内の場合に本サイトからのお申し込みが可能です。なお、現金のみのお取り扱いです。
※上記以外のコンビニはお取り扱いできません。

《郵便局申込の場合》

※Web加入が出来ない場合➡郵便局でのお申込み

❶パンフレットより希望の補償内容を選ぶ。
保険期間は選べません。
卒業までの一括払いです。

❷保険料を確認し、同封の「払込取扱票」に必要事項を記入する。
漏れの無いよう、できるだけ丁寧に細字でご記入ください。
「払込取扱票」は加入依頼書を兼ねております。
必ず記入例に従いご記入ください。

❸ゆうちょ銀行または郵便局から保険料を振込む。
振込手続きをもって
お申込みは完了します。
なお、振込手数料は振込人負担です。

❹6月中旬頃、加入者証が到着する。
加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。加入者証到着までは受領証を保管してください。＊送付先は扶養者住所です。

ご不明点のお問い合わせはこちらまで　0858-26-9636

保険金を請求するときは

❶事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに下記「お問い合わせ先」または下記引受保険会社にご連絡ください。
❷保険金請求権には、時効（３年）がありますのでご注意ください。
❸ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
❹ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。
❺賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、保険の対象となる方ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。

このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）の愛称です。
この保険は(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし(公財)日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(公財)日本国際教育支援協会が有します。

お問い合わせ先 （取扱代理店）	松栄株式会社　倉吉支店	〒682-0023　鳥取県倉吉市山根540-1　パープルビル　1F (TEL 0858-26-9636 FAX 0858-26-9639) 注）学研災および付帯賠責については、本学の担当窓口（教務部　学生課）までお問い合わせください。

注）ご契約内容・補償内容に関するお問い合わせなどは、「お問い合わせ先」にご連絡ください。

事故の連絡先 （取扱代理店）	松栄株式会社　倉吉支店	0858-26-9636（代理店電話番号） ※代理店の営業時間外に、個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合（日常生活に起因する偶然な事故により他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合）は、事故受付センター（東京海上日動安心110番）「0120-720-110」へのご連絡をお願いいたします。 ※その他の事故に関するご連絡は営業時間内に上記お問い合わせ先にご連絡ください。

注）事故のお電話の際は、「証券番号」・「付帯学総」・「事故の概要」をお伝えください。

引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 （担当課支社）鳥取支社	〒680-0011　鳥取市東町2-351 (TEL 0857-23-2201 FAX 0857-22-1388)

注）学研災および付帯賠責については、本学担当窓口（教務部　学生課）までお問い合わせください。

2022年9月作成
22-TC05171

払　込　取　扱　票　の　記　入　方　法

本用紙は保険契約の加入依頼書を兼ねておりますので、出来るだけ丁寧に細字でご記入ください。不鮮明な記入や記入もれがあった場合は、お電話または郵送でのお手続きが必要となることがございます。
また**全ての項目が必須項目**ですので、記入もれのないようご確認をお願いします。
訂正の場合は═══で消し、余白に正しい内容をご記入ください。訂正印はご依頼人・通信欄については不要です。

2023年度用
付帯学総専用

⚠ ★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合はお支払いする保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。

❻学生の卒業予定年参考（この保険は卒業までの期間一括加入です。）

卒業まで	卒業予定
2年間	2025年 3月
1年間	2024年 3月

❾学生の生年月日欄参考 西暦でご記入ください。

平成11年	1999年
平成12年	2000年
平成13年	2001年
平成14年	2002年
平成15年	2003年
平成16年	2004年
平成17年	2005年

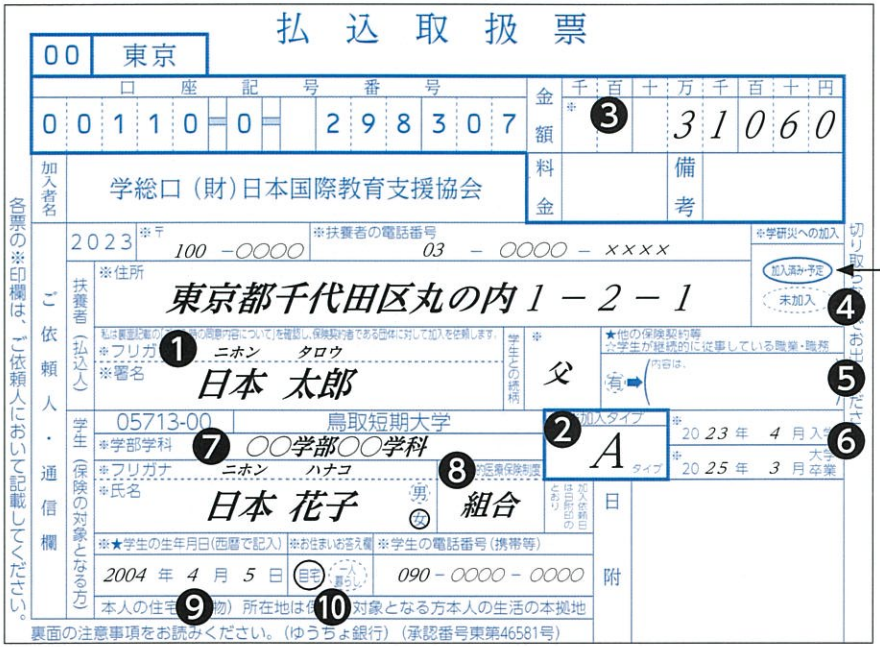

❶ **ご署名ください。**
※扶養者欄のご署名は、原則として学生の親権者であり、かつ学生の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、学生の生計を主に支えている方がしてください（学生が成年に達している場合は、親権者でなくてかまいません。）。
▲払込取扱票の「扶養者（払込人）」欄に署名された方が育英費用・学資費用補償の「あらかじめ指定した扶養者」となります。

❷ **必ずご記入ください。**
パンフレットをご確認いただき、加入を希望される内容をご選択のうえタイプ名をご記入ください。

❸ 加入タイプのご加入期間に合った保険料をご記入ください。
※この保険は卒業までの期間一括加入ですのでご注意ください。

❹ 学研災（学生教育研究災害傷害保険）に未加入の方はこの学研災付帯学総にご加入いただくことが出来ません。
皆様は全員加入しています。

❺ 他の保険契約等（ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払責任が同一の他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合または学生が継続的に従事している職業・職務がある場合には○をし、括弧内に具体的な内容（他の保険契約等がある場合は保険会社・共済会社、保険種類、満期日、保険金額）をご記入ください。

❻ 左上の卒業予定年を参考にして学生の大学入学年月と大学卒業予定年月をご記入ください。

❼ 大学院生は専攻等をご記入ください。

❽ 保険の対象となる方に適用される公的医療保険制度の名称をご記入ください（お手元の健康保険証をご確認ください。）。
組合管掌健康保険→**組合**
国民健康保険→**国民**
船員保険→**船員**
共済組合→**共済**
退職者医療制度→**退職**
全国健康保険協会管掌健康保険→**協会**
（旧 政府管掌健康保険）

❾ 左上の和・西暦対照表を参考のうえ学生の生年月日を西暦でご記入ください。

❿ 通学の拠点となるお住まいが自宅か一人暮らし（下宿・寄宿舎等）かをお答えください。

加入者証は６月中旬頃を目処にお送りします。

2022年7月作成　22-T01497

付帯学総専用 払込取扱票

付帯学総専用の振込用紙です。学研災（学生教育研究災害傷害保険）の振込用紙ではありませんので、ご注意ください。

WEB加入の場合は この払込取扱票は使用できません。

学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））〈補償の概要等〉

補償の概要等は約款の概要をご紹介したものです。ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、パンフレット等をご確認ください。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約（注1）	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの　等
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
医療費用補償特約（注2）＋待機期間の不設定に関する特約（医療費用補償用）	治療費用保険金	保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院した場合 ▶保険の対象となる方が負担した一部負担金＊1をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院＊2または通院＊3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限ります。 ※医師の処方箋に基づき、薬局（いわゆる院外薬局）で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。 ●公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費 ●公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」＊4） ●保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金 ●保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。） ＊1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。事後に還付金が発生する場合等は自己負担額から控除します。 ＊2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 ＊3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。 ＊4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害＊1を原因として生じた入院または通院 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・先天性疾患＊2による入院または通院 ・妊娠または出産による入院または通院。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合は、この規定は適用しません。 ・痔核、裂肛または痔瘻による入院または通院 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・歯科疾病の治療のための通院 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院＊3　等 ＊1 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。 ＊2 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号Q00からQ99に規定された内容に準拠します。 ＊3 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金のお支払いの対象とします。
個人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約（B）＋受託品等不担保特約（B）＋本人のみ補償特約（B）＋受託品等不担保特約		国内外において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）＊1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ●保険の対象となる学生本人の日常生活に起因する偶然な事故 ※学生本人の日常生活に起因する偶然な事故に関し、個人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます。 ●保険の対象となる学生本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ※学生本人が居住に使用する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故に関し、個人賠償責任の保険の対象となる方については学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます。（代理監督義務者については、学生本人に関する事故に限ります。） ▶1事故について保険金額＊2を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊1 保険の対象となる方が国内で受託した家財（受託品）が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合についても、損害額（損害賠償責任の額）について保険金をお支払いします。ただし、損害額は時価額＊3を限度とします。（受託品に係る賠償責任補償条項） なお、以下のものは補償の対象となりません。 ・自動車（ゴルフ・カートを含みます。）・自転車、船舶等　・サーフボード、ラジコン模型等　・携帯電話等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等　・手形その他の有価証券等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等　・設備・什器や商品・製品等 ・動物、植物等の生物　・乗車券、通貨等　・貴金属、宝石、美術品等　等 ＊2 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。 ＊3 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	・ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任＊1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。） ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両＊2＊3または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ＜受託品に係る賠償責任補償条項のみ＞ ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害　等 ＊1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導＊4中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 ＊2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は、補償の対象となりません。 ＊3 受託品に係る賠償責任補償条項については車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害は、お支払いの対象となります。 ＊4 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。

（注1）保険の対象となる方が在籍する学校の管理下＊1外の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ＊2をした場合に保険金をお支払いします。
＊1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます。
①学校等の正課中および学校行事に参加している間
②学校の施設（寄宿舎を除きます。）内にいる間。ただし、学校等が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。
③学校施設外で学校等に届け出た課外活動を行っている間
＊2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒＊3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
＊3 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。
（注2）入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約（医療費用補償用）がセットされています。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
救援者費用等補償特約＋救援者費用等補償特約の一部変更に関する特約＋疾病追加補償特約（救援者費用等補償用）	国内外において保険期間中に生じた以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合 ●保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合 ●急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ●保険の対象となる方の居住に使用される住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合 ●疾病により死亡、または保険期間中に発病し疾病のため継続して3日以上入院されたとき（ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合に限ります。） 等 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じた損害 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気による入院＊1 等 ＊1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に開始した入院については、保険金のお支払いの対象とします。
育英費用補償特約	扶養者＊1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合 ▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。 （重度後遺障害の例） ●両目が失明したもの ●咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの　等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。	・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 等
学資費用保険金 学業費用補償特約	扶養者＊1が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間＊2中に学資費用＊3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 （重度後遺障害の例） ●両目が失明したもの ●咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。 ＊2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 ＊3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校＊4の指示に基づいて学校＊4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校＊4の指示に基づいて学校＊4に納付または業者から購入する教材費＊5 ＊4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 ＊5 制服代を含みます。	
住宅内生活用動産特約＋住宅外等追加補償特約	国内において、保険の対象となる方が所有する家財の損害が生じた場合 ▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて（保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに）保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は再取得価額＊1を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物、定期券、乗車券、通貨、貴金属、宝石、美術品、親族が居住する建物内に所在する家財 等 ＊1 同じものを新たに購入するのに必要な金額をいいます。	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 等
借家人賠償責任補償特約＋借家人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	国内における借用戸室＊1での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※示談交渉は弊社では行いません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊1 転居した場合は転居先の借用戸室をいいます。 ※借家人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人が、未成年者または責任無能力者である場合は、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（学生本人の親族に限ります。）も保険の対象となる方に含みます（学生本人に関する事故に限ります。）。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害 ・借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 ・借用戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 等

このパンフレットは総合生活保険（こども総合補償）の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。
ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

必ずお読みください

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

総合生活保険（こども総合補償）にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

［マークのご説明］ **契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項 ⬟ **注意喚起情報** ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項 △

Ⅰ ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み ⬟

この保険は、（公財）日本国際教育支援協会をご契約者とし、（公財）日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等 ⬟△

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意 △

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約[*1]を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください[*2]。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●住宅内生活用動産特約 ●救援者費用等補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

＊1 総合生活保険（こども総合補償）以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）以外の保険契約を含みます。

＊2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定 ⬟

この保険の保険金額等はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期 ⬟△

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み ⬟

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法 ⬟△

払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金 ⬟

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務 △

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記事項が告知事項となります。

［告知事項・通知事項一覧］

☆：告知事項かつ通知事項
- ●保険の対象となる方ご本人がお仕事に従事している場合、その職業・職務等[*1]
- ●保険の対象となる方ご本人が加入する公的医療保険制度[*2]

★：告知事項
- ●保険の対象となる方ご本人の生年月日
- ●他の保険契約等[*3]を締結されている場合には、その内容

＊1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

＊2 医療費用補償特約をセットいただいた場合のみ告知事項かつ通知事項（☆）となります。

＊3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ △

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人 △

総合生活保険（こども総合補償）において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等 △

［通知事項］

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務［告知事項・通知事項一覧］」をご参照ください。

［その他ご連絡いただきたい事項］

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●借家人賠償責任補償特約

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

［ご加入後の変更］

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき ⬟△

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求[*1]することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間[*2]に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

＊1 解約日以降に請求することがあります。

＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約 △

総合生活保険（こども総合補償）においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき ⬟

［保険期間終了後、更新を制限させていただく場合］

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

●弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]
保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。
[保険金請求忘れのご確認]
ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

Ⅳ　その他ご留意いただきたいこと

1　個人情報の取扱い

△
払込取扱票裏面もしくはweb加入サイトに掲載の＜個人情報の取扱いに関するご案内＞をご確認ください。
●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2　ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●総合生活保険（こども総合補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。
●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3　ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。
※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4　保険会社破綻時の取扱い等

△
●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5　その他ご加入に関するご注意事項

●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

△

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、パンフレット裏面をご確認ください。

6　事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
●個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめください。
●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
・附加給付の支給額が確認できる書類
・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
＊1　法律上の配偶者に限ります。
●保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
●個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入をいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。
□保険金をお支払いする主な場合　□保険期間
□保険金額、免責金額（自己負担額）
□保険料・保険料払込方法　□保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。
□加入依頼書等の「生年月日」欄は正しくご記入いただいていますか？
□お子様（保険の対象となる方）がアルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種級別Bに該当する方」に該当しないことをご確認いただきましたか？
なお、「職種級別Bに該当する方」に該当した場合は保険料が異なりますので、必ずお問い合わせ先までご連絡ください。（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いします。）。
(＊) 各区分（職種級別AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。
○職種級別Aに該当する方：
下記の職種級別Bに該当しない方
○職種級別Bに該当する方：
アルバイト等で、継続的に以下の6業種のいずれかに従事される方
「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」
□加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？
特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
＊1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

2022年7月作成　22-T01497

東京海上日動火災保険株式会社　△
保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽＡＤＲセンター（指定紛争解決機関）
弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（https://www.sonpo.or.jp/）　△
ナビダイヤル 0570-022808 <通話料有料>
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）